

報道機関各社 様

令和6年6月3日
City of Sapporo

令和6年度（2024 年度）札幌市国民健康保険料の保険料率の決定について

1 令和6年度保険料率の決定について

令和6年度の保険料率が決定し、別紙1のとおり条例に基づき6月3日（月）に告示しました。

この料率に基づいて計算した国民健康保険料の納付通知書は、6月13日（木）に各区役所から発送します。（約255,000通）

2 保険料の計算について

国民健康保険料は、次の方法で、世帯ごとに計算します。

国民健康保険料

=

医療分保険料

+

支援金分保険料

+

介護分保険料
（40歳以上64歳以下の方が対象）

それぞれ、次の①から③までの合計額が、1年間の保険料になります。

区分	医療分保険料 （国民健康保険加入者の医療費にあてる分）	支援金分保険料 （後期高齢者医療制度の加入者の医療費にあてる分）	介護分保険料 （介護保険の加入者の介護サービス費にあてる分）
①平等割額 （世帯割額）	<u>33,270</u> 円（一世帯あたり）	<u>10,660</u> 円（一世帯あたり）	<u>7,850</u> 円（一世帯あたり）
②均等割額 （人数割額）	<u>19,350</u> 円 × 加入者数	<u>6,200</u> 円 × 加入者数	<u>5,670</u> 円 × 40歳以上64歳以下の加入者数
③所得割額	各加入者の令和5年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>9.59</u> %	各加入者の令和5年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>3.00</u> %	40歳以上64歳以下の各加入者の令和5年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>2.73</u> %
最高限度額	65万円	24万円（前年比＋2万円）	17万円

※世帯の所得割額は、各加入者（介護分保険料は40歳以上64歳以下の加入者のみ）ごとに計算した所得割の合計額となります。

※基礎控除額とは、住民税の基礎控除額を指します。

※保険料率とは、下線部分の金額や割合を指します。

3 令和6年度の主な制度改正

政令の一部が下記のとおり改正されたことにより、札幌市においても同様の改正を行いました。

● 最高限度額の引き上げ（支援金分保険料）

支援金分保険料の最高限度額の上限が2万円引き上げられました。

● 低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

保険料の平等割と均等割に係る5割軽減と2割軽減の対象となる所得基準が拡大されました。

区分	改正前基準(世帯所得で判断)	改正後基準(世帯所得で判断)
7割軽減	43万円 ＋(給与年金所得者数－1人)×10万円 以下	43万円 ＋(給与年金所得者数－1人)×10万円 以下
5割軽減	43万円 ＋(被保険者数× <u>29万円</u>) ＋(給与年金所得者数－1人)×10万円 以下	43万円 ＋(被保険者数× <u>29万5千円</u>) ＋(給与年金所得者数－1人)×10万円 以下
2割軽減	43万円 ＋(被保険者数× <u>53万5千円</u>) ＋(給与年金所得者数－1人)×10万円 以下	43万円 ＋(被保険者数× <u>54万5千円</u>) ＋(給与年金所得者数－1人)×10万円 以下

※下線部が変更箇所

4 保険料率の決め方

北海道が医療費の支払い総額から公費等（国からの交付金等）を差し引いて、必要な納付金総額を定め、その総額を各市町村の所得総額、加入者数、加入世帯数で按分し、各市町村が負担する納付金を示します。

各市町村では、この納付金を基に保険料率を決定します。
(詳しくは、別紙2のとおり)

5 国民健康保険料の前年度比較

全加入世帯が負担する医療分・支援金分保険料の保険料率は、札幌市が北海道に納付する一世帯当たりの医療分・支援金分納付金が増額になったことにより、表1のとおり上昇しました。また、40歳以上64歳以下の加入者のみが負担する介護分保険料の保険料率についても、一世帯当たりの介護分納付金が増額になったことにより、表1のとおり上昇しました。

この保険料率を用いて、表2のモデルケースにおいて保険料を試算したところ、すべての世帯において昨年度より増額となりました。

表 1

医療分+支援金分

医療費の増加などにより、令和5年度に比べ各保険料率が上昇

区 分	令和5年度	令和6年度	前年比
平等割	41,200 円	43,930 円	+2,730 円
均等割	23,810 円	25,550 円	+1,740 円
所得割	12.49%	12.59%	+0.10%

限度額：89 万円（前年度から2万円増加）

介護分

介護費の増加などにより、令和5年度に比べ各保険料率が上昇

区 分	令和5年度	令和6年度	前年比
平等割	7,510 円	7,850 円	+340 円
均等割	5,510 円	5,670 円	+160 円
所得割	2.69%	2.73%	+0.04%

限度額：17 万円（前年度から変更なし）

（表2については、裏面に記載）

表 2

給与2人世帯の場合

年 収	医療分＋支援金分＋介護分		前年比 b - a
	令和5年度 a	令和6年度 b	
～98万円	32,180円	34,250円	2,070円
100万円	56,700円	60,170円	3,470円
200万円	220,970円	227,700円	6,730円
300万円	348,710円	357,800円	9,090円
400万円	461,030円	471,160円	10,130円
500万円	582,470円	593,720円	11,250円
600万円	703,910円	716,280円	12,370円
700万円	831,430円	844,980円	13,550円
800万円	967,000円	978,880円	11,880円
900万円	1,040,000円	1,041,660円	1,660円
1000万円	1,040,000円	1,060,000円	20,000円

※ 40歳以上64歳以下の2人世帯で、世帯主にのみ給与収入がある場合

年金2人世帯の場合

年 収	医療分＋支援金分		前年比 b - a
	令和5年度 a	令和6年度 b	
～153万円	26,630円	28,500円	1,870円
200万円	103,100円	106,680円	3,580円
240万円	179,710円	185,540円	5,830円
300万円	272,420円	280,100円	7,680円
400万円	375,460円	383,970円	8,510円

※ 65歳以上の2人世帯で、世帯主にのみ年金収入がある場合

お問い合わせ先：保健福祉局保険医療部保険企画課 樋口、濱井
TEL 211-2952

別紙 1



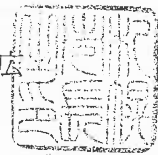
札幌市告示第 2400 号

令和6年度分の国民健康保険料に関し、札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号。以下「条例」という。）第15条第3項、第15条の2の4第2項及び第15条の5第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年6月3日

札幌市長

秋元 克広



- 1 条例第15条第1項に規定する基礎賦課額の所得割の保険料率は、100分の9.59とする。
- 2 条例第15条第1項に規定する基礎賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 被保険者均等割
被保険者1人につき 19,350 円
 - (2) 世帯別平等割
条例第15条第1項第3号アに掲げる世帯
1世帯につき 33,270 円
条例第15条第1項第3号イに掲げる世帯
1世帯につき 16,640 円
条例第15条第1項第3号ウに掲げる世帯
1世帯につき 24,960 円
- 3 条例第15条の2の4第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率は、100分の3.00とする。
- 4 条例第15条の2の4第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 被保険者均等割
被保険者1人につき 6,200 円

(2) 世帯別平等割

条例第15条の2の4第1項第3号アに掲げる世帯

1世帯につき 10,660 円

条例第15条の2の4第1項第3号イに掲げる世帯

1世帯につき 5,330 円

条例第15条の2の4第1項第3号ウに掲げる世帯

1世帯につき 8,000 円

5 条例第15条の5第1項に規定する介護納付金賦課額の所得割の保険料率は、100分の2.73とする。

6 条例第15条の5第1項に規定する介護納付金賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 被保険者均等割

介護納付金賦課被保険者1人につき 5,670 円

(2) 世帯別平等割

介護納付金賦課被保険者

の属する世帯1世帯につき 7,850 円

7 告示の日から施行するものとする。

別紙2

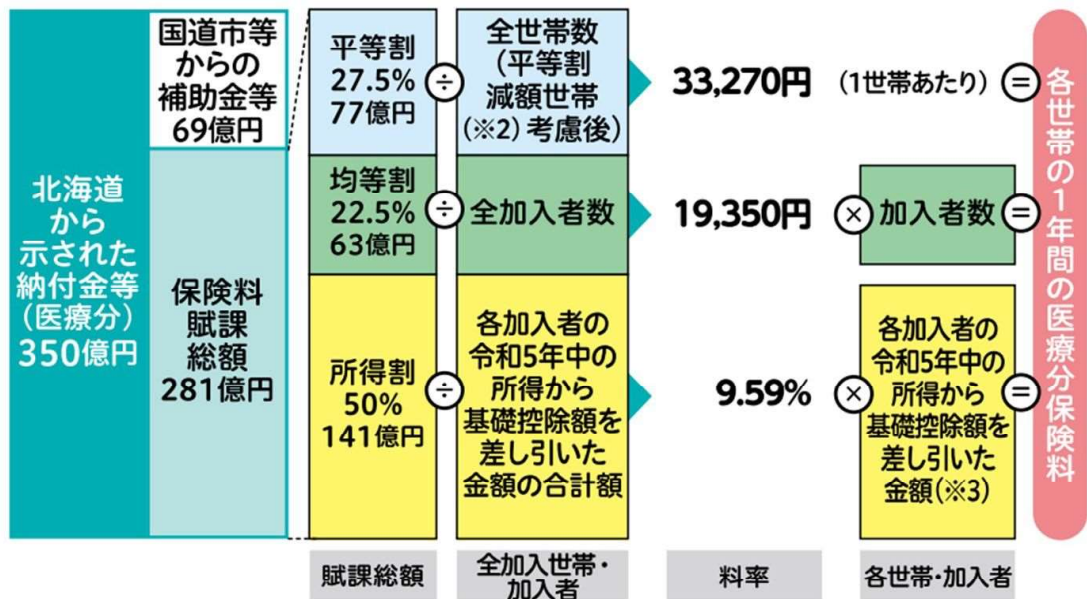
▶保険料率決定のしくみ

1 医療分保険料

北海道から示された札幌市が払うべき納付金等から国、道、市（一般会計）等からの補助金等を差し引いて、保険料として必要な額である賦課総額を求めます。

この賦課総額を平等割（世帯割）、均等割（人数割）、所得割の3つに振り分け、それぞれ世帯数、加入者数、所得から基礎控除額（※1）を差し引いた金額の合計額で割ることによって保険料計算の基礎となる料率を決定します。

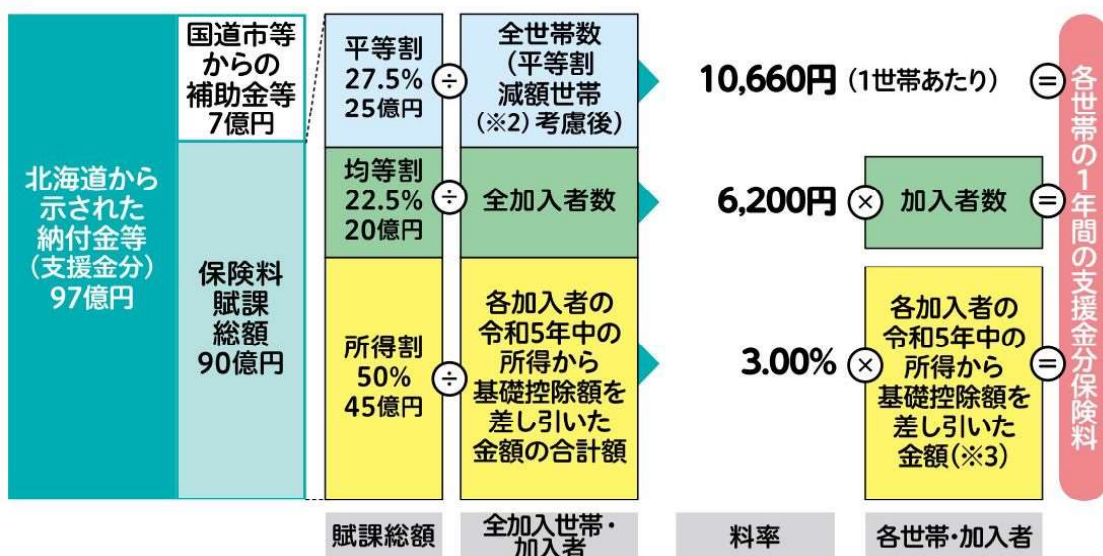
●医療分保険料（一般分）



2 支援金分保険料

北海道から示された札幌市が払うべき納付金等から、国、道、市（一般会計）等からの補助金等を差し引いて賦課総額を求め、医療分と同様に料率を決定します。

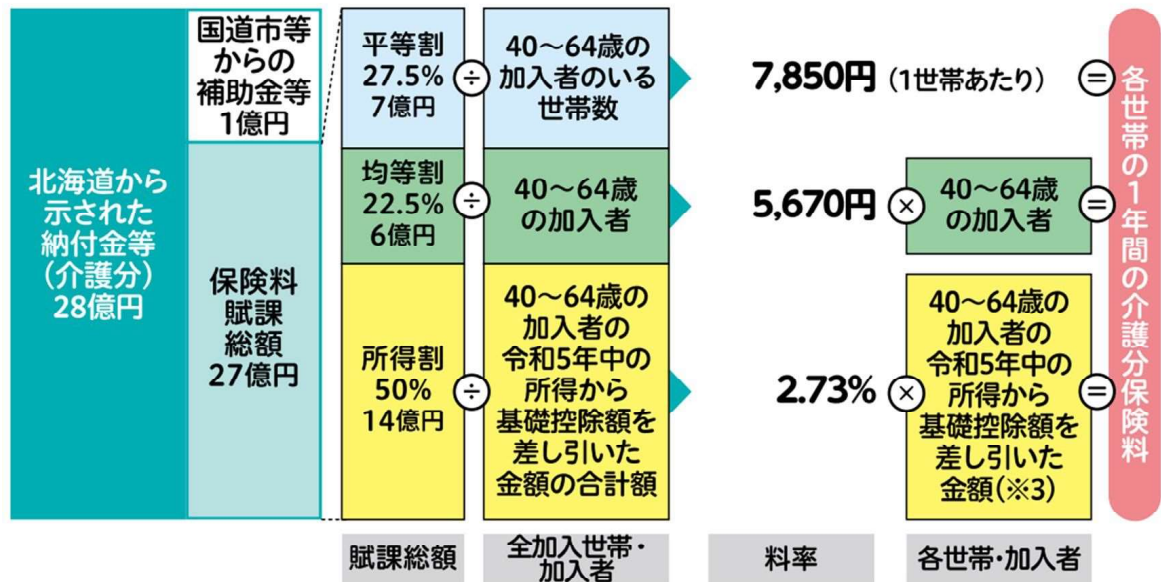
●支援金分保険料（一般分）



3 介護分保険料

北海道から示された札幌市が払うべき納付金等から、国、道、市（一般会計）からの補助金等を差し引いて賦課総額を求め、医療分と同様に料率を決定します。

●介護分保険料



(※1) 基礎控除額とは、住民税の基礎控除額を指します。

(※2) 平等割減額世帯とは、激変緩和措置によって平等割が減額となる世帯です。

(※3) 世帯の所得割額は、各加入者（介護分保険料は40歳以上64歳以下の加入者のみ）ごとに計算した所得割の合計額となります。